

議 事 録

会 議 名	令和6年 第5回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和6年5月24日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保泰明 2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 計7名 農地利用最適化推進委員 南部地区：川島博英 中部地区：露木武光 北部地区：相原善久 計3名		
欠席委員	5番 福岡 喜輝		
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第7 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務状況の公表(案)について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和6年第5回定例総会を開会いたします。欠席委員は、5番1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、本日は、農地利用最適化推進委員が3名出席しております。 本日の議事録署名人に、6番と7番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号28号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：(議案番号28号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある市街化調整区域内農地2筆で、転用事業の内容は駐車場です。一般産業廃棄物収集運搬業等を行っている事業者が、事業拡大により現在使用している駐車場が手狭になっていることから、周辺で適地を探していたところ、事業所から近く、利便性や面積などの面で希望要件に最適な当該地について、譲渡人との間で賃借権設定の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということではありますが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。		

会 長：続いて、地区担当農業委員である私から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：5月17日事務局職員と現地確認しました。当該地は耕作されておらず草が繁茂している状態でした。北側に農地がありますが、当地権者との話し合いにより境界から30センチ後退した位置に土留めを設置するとのことですので、農地への影響はないと思いますので問題ないと思います。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（7番挙手）

7 番：この付近は最近農地転用が多く、また、一部で農地転用の完了後に、用途の変更があった場所があるなど、近隣住民が不安に思っているようです。当該申請についても、今後申請と違う利用をしないよう注意する必要があると思います。

事務局：転用完了直後に申請と違う利用をしないよう、引き続き転用者や代理人等に指導していきます。また、転用完了後も適宜現地調査いたします。

7 番：照明を設置はありますか。照明は近隣農地に影響を与える恐れがあります。

事務局：照明の設置はありません。ただし、代理人の話では、今後譲受人が、転用完了後利用していく中で、防犯上等設置が必要と考えれば、その際に証明を設置する可能性はあるとのこと。そのため、代理人には証明を設置する際は、隣地農地に影響のないよう人感センサーや遮光版等の設置を検討するようお願いしました。

6 番：地目が田のため、整備の際は埋め立てる必要があると思いますが、近くに用水路があるので注意して整備をお願いしたい。

事務局：注意して整備するよう指導します。

2 番：出入口は、産業道路からですか。

事務局：産業道路ではなく、一本東側の道路が出入口です。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号28号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第2、非農地証明願について、議案番号29号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号29号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山地区にある農業振興地域内農地1筆です。申請地は、提出された航空写真の状況から少なくとも平成8年から住宅敷地の一部として使用していました。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第1種農地です。第1種農地は原則農地転用できない農地ですが、農地法施行規則第35条第1項第5号の規定により、「既存の施設の拡張」の場合、例外的に許可できるとされています。当該申請地は、既存宅地の拡張と考えられることから、その転用目的が農地転用の許可基準となる立地基準に適合することとなります。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われしますので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番が欠席のため、隣接地区担当農業委員の2番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：5月20日事務局職員と現地確認しました。当該地は、ご自宅の庭や通路になっており、植木があります。申請者が相続後ご自宅を改築した際に判明し申請に至ったとのこと。農地への復元は難しいと考えますのでやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号29号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号30号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号30号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地区にある農業振興地域内農地2筆です。申請地は、提出された航空写真の状況から少なくとも昭和44年から住宅敷地として使用していました。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第1種農地です。第1種農地は原則農地転用できない農地ですが、農地法施行規則第33条第1項第4号の規定により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の場合、例外的に許可できるとされています。当該申請地は、集落に接続した住宅敷地と考えられることから、その転用目的が農地転用の許可基準となる立地基準に適合することとなります。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われますので、非農地証明交付はやむを得ないとししました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番が欠席のため、隣接地区担当農業委員の2番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：5月20日事務局職員と現地確認しました。当該地は、現状ご自宅と駐車場となっており、砂利敷きの駐車場は苗置場としても利用しているようです。農地への復元は難しいと考えますのでやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号30号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて日程第3、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議案番号第31号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号31号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、相続人立会いのもと地区担当農業委員の2番と事務局職員で、2筆の特例適用農地の現地調査をしました。各筆とも農地として適正に管理されており、今後も引き続き耕作する意志があることを確認しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：5月20日事務局職員と現地確認しました。当該地は、宮山駅のすぐ近くで、東側の方は温室が建っており、スイートピーと野菜を植えておりました。西側の方は畑で、しっかりと管理しておりました。相続人と次男の方がいっしょに耕作していくとのことですので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号31号は原案のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することに決定いたします。次に、日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号34号の1件、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号35号から37号の3件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号38号から41号の4件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり3件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり4件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第7、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務状況の公表(案)について、議案番号32号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：(議案番号32号を説明)

会 長：事務局より説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(1番挙手)

1 番：「新規参入の促進」について、当該年度に参入した法人が借りた農地ですが、現状葎が繁茂しており、まだ耕作してないようです。もともと遊休農地だったため、耕作を始めるにはかなりの労力があるのではないのでしょうか。そのような状況のため、もっと条件のいい農地でやった方がいいのではないのでしょうか。事務局や農政課へ相談の連絡等来ていますか。

事務局：相談の連絡は来ていません。当該法人に、こちらから連絡して今後についての考えを確認します。その内容によっては、別の農地を紹介するなどしたいと思います。

会 長：他に質問等ございませんでしょうか。それでは採決いたします。議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

	<p>会 長：では総員挙手（挙手多数）ですので、議案番号32号は原案のとおり、公表することといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>（特になし）</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和6年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和6年第5回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 三澤 伸喜

議事録署名人 相田 孝

本議事録は、令和6年6月25日、承認・署名を得て確定しました。